

事務連絡
令和2年4月24日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて

医療機関が、新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯を外部委託するに当たっては、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）により、やむを得ない場合を除き、医療機関内の施設で消毒を行うこととしています。

今般の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況や、医療機関において消毒作業に係る負担が増大していることを踏まえ、医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて、下記のとおり整理しましたので、管下医療機関に対し周知をお願いします。

なお、本事務連絡の内容は、一般社団法人日本病院寝具協会と協議済みであることを申し添えます。

記

1 新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯を外部委託するに当たっては、やむを得ない場合を除き、医療機関内の施設で消毒を行うこと。

具体的な消毒方法については、「病院、診療所等の業務委託について」の別添2「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法」を参照すること。

2 新型コロナウイルス感染症患者が多数入院し、消毒作業に過大な負担が掛かり、医療提供に支障を生じる場合や、医療機関の職員が新型コロナウイルスに感染したことにより、消毒作業を行う人員の確保が困難である場合等においては、「病院、診療所等の業務委託について」のやむを得ない場合に該当するものとして、医療機関内の施設において消毒を行

わざに、新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯を外部委託して差し支えない。

3 2により、医療機関内の施設において消毒を行わずに、新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯を外部委託する場合においては、感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に収めて持ち出すなど他へ感染するおそれのないよう取り扱うこと。

具体的な取扱方法は、一般社団法人日本病院寝具協会の「新型コロナウイルスに感染の危険のある寝具類の処理方法について」(別紙1) の【2】を参照すること。なお、この取扱いに関しては、新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等を踏まえた暫定的な取扱いであり、平時における取扱いに及ぶものではないことを申し添える。